

2021年8月19日

緊急事態宣言の発令に伴う事務局対応について（お知らせ）

神戸商工会議所

- 兵庫県での新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令を受け、当面、事務局の業務態勢について以下のとおりとさせていただきます。
- コロナ禍における中小企業はじめ事業者の皆様への各種支援・相談対応のため、本・支部ともに窓口業務は、感染対策に留意しつつ通常どおり行います。
- ご来所の皆様には、マスクの着用・手指消毒へのご協力をお願いいたしますとともに、発熱・せき症状をはじめ体調がすぐれない場合は、ご来所を見合わせさせていただきますようお願いいたします。
- 一部の事業運営や職員の勤務体制など、感染拡大防止の観点から一定の制限を設けつつ対応させていただきます。

1. 期 間

8月20日（金）から当面の間

2. 窓口業務

本・支部ともに通常どおり行います。

*今後の状況により、対応が変わる可能性があります。

3. 各種会合等

オンラインによる実施、参加人数の制限やレイアウトの工夫、食事を伴う会合の制限・中止など、感染対策に留意しつつ開催します。

*万一、個別の会議・イベント等を中止・延期する場合には、ご参加予定の皆様にご担当部署から別途ご連絡いたします。

4. 感染拡大防止対策

- ・ 職員のマスク着用・手指消毒の徹底
- ・ 会合受付および館内各所へのアルコール消毒液の設置
- ・ 館内の換気の徹底
- ・ 窓口対応など必要に応じたアクリル板やビニールシートの設置
- ・ 会合レイアウトの工夫（一人当たりの距離の確保）
- ・ オフィスへの出勤者の一部削減（在宅勤務）と時差勤務
- ・ 兵庫県新型コロナ追跡システムの利用推奨

*その他、政府や自治体などの要請に沿って、必要な対策を講じてまいります。

以 上